第4期 小田原市地域福祉計画の策定について

1 概要

(1) 計画策定の趣旨

令和3年度(2021年度)をもって、「第3期小田原市地域福祉計画」の計画期間が終了することに伴い、これまでの地域福祉に関する取組を基礎として、本市における地域共生社会の 実現に向けた取組を構築し、推進するため「第4期小田原市地域福祉計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

① 根拠法令:社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共 通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

② 関連計画との関係

- *総合計画(第6次総合計画を現在策定中)を上位計画とし、本市の福祉政策を総合的に進めるため、各分野に共通する基本的理念及び方針を定めるものです。また、分野別計画 (おだわら高齢者福祉介護計画、おだわら障がい者基本計画など)の上位に位置付く計画 となります。
- *成年後見制度の利用の促進に関する指針、生活困窮者自立支援に関する取組、再犯防止推進に関する取組などについても包含します。
- *社会福祉協議会が策定する、住民などによる民間の福祉活動・行動計画である地域福祉活動計画と連携し、地域福祉計画の推進を図ります。(※この計画については、市社会福祉協議会が主体となって、地域福祉計画にあわせて改定作業を進めていきます。)

(3) 計画期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間

(4) 社会福祉法の改正

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

令和2年に社会福祉法が一部改正され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築について規定されました。(第106条の3、第106条の4)

① 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について住民や福祉関係者による、把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されました。

- ② 理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
 - *地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - *住民に身近な圏域において、部門を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携を行うための体制整備
 - *支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決を一体的に行うための体制整備

(5) 第3期地域福祉計画の成果と課題

- ① 成果
 - *全26自治会連合会の区域において、各地域の特性に応じた地域福祉活動の実践
 - *相談支援体制の整備、充実

(福祉まるごと相談事業、地域福祉相談支援事業、地域包括支援センターの人員拡充、 障がい者総合相談支援センター「クローバー」及び基幹相談支援センターの設置、子ど も若者教育支援センター「はーもにい」の設置など)

② 課題

- *地域福祉活動の担い手不足・負担の増加
- *個人・世帯の抱える問題の複合化・複雑化、権利擁護等の推進

(6) 第4期地域福祉計画の改定のポイント

① 包括的支援の拡充と推進

複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」に向けた支援を柱とし、これらの支援を効果的・円滑に実施するため、「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業への取組について明記

② 多様な主体の連携による地域福祉の総合力の向上

現状を踏まえた、市民(住民)、地域、事業者(関係機関)、社会福祉協議会、行政が担 う役割と持続可能な仕組みづくり、さらに、地域福祉に関する総合力の向上のための連携や 協働のあり方などについて明記

③ 権利擁護等の推進(誰もがその人らしく生きるために)

一人ひとりが尊重され、その人らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現のため、相 互理解のための啓発活動、成年後見制度の更なる利用促進、セーフティネットとしての生活 保護制度や生活困窮者自立支援制度の利用に係る啓発などについて明記

④ 災害時における要配慮者支援の推進

近年、地震のみならず、大規模な風水害の被害が多く生じていることを踏まえ、改めて、 災害時の避難に際して、要配慮者への支援のあり方、方法、仕組みについて明記

⑤ 圏域における施策の推進

自治会連合会の区域(まちづくり委員会)、地域包括支援センターの圏域(12 地区)、 市全体の3層をイメージした施策の展開について明記

2 スケジュール

検討委員会 (開催時期)	内 容
第1回(11月15日)	* 委員委嘱式・諮問書交付 (20分)
	① 各委員の自己紹介(20分)
	② 第4期地域福祉計画の方向性と概要について(20分)
	③ 第3期地域福祉計画の成果と課題について(15分)
	*これまでの活動実績、アンケート結果などを含む
	④ 各委員のこれまでの活動を通じての福祉・地域福祉に関する
	考えについて(45分)
	⑤ 各委員、行政(事務局)との質疑(15分)
第2回 (R4.1月下旬)	① 各委員の立場から地域福祉計画に取り入れたい事項について
	② 各委員の意見交換の場(ワールドカフェ形式を検討中)
	*より充実させたい事項、新たに取り組みたい事項など
	*広げていく領域の確認など
	*概要・基本目標などを踏まえて
第3回 (R4.4月上旬)	素案の検討(前半)
第4回 (R4.5月上旬)	素案の検討(後半)
第5回 (R4.6月上旬)	計画案の確定
議会報告 (R4.8月上旬)	9月定例会前 厚生文教常任員会への報告
パブリックコメント	8月上旬~(1か月間)
第6回 (R4.9月中旬)	パブリックコメントの確認
	第4期地域福祉計画(案)の最終決定
答申 (R4.9月末)	市長への答申